

32—01 P U D T

無効審判事件における書面審理通知

1. 審判長は、無効審判（商標登録取消審判を含む。）事件において、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権により書面審理によるものとするときは（[特 § 145①](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）、当事者及び参加人に書面審理の通知をする。

ただし、口頭審理をした後、書面審理によるものとする際、口頭審理期日において当該事件について出頭した当事者及び参加人に、以後書面審理による旨を告知したときには、文書により通知をする必要はない。なお、当事者の一方若しくは双方又は参加人が口頭審理期日に出頭しなかったときには出頭しなかった者に通知をする必要があろう。

2. 書面審理によるときは、書面審理の通知はなるべく早くする。

3. [特 § 133③](#)（[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）により審判長の決定をもって審判請求書を却下する場合には書面審理の通知をする必要はない。

4. [特 § 135](#)（[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）により不適法として審決をもって審判請求を却下する場合には、次のとおりとする。

(1) 被請求人に答弁書提出の機会を与えていないときには、書面審理の通知をする必要はない。

[民訴 § 140](#)においては、「訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる」とされていることから、必要ないものと考えられる。

(2) 被請求人に答弁書提出の機会を与えているときには、当事者双方及び参加人に書面審理の通知をしなければならない。

